

# さいたま市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者が就労・就学等の生業または自らの社会参加活動等のため、自動車の改造を行うことに対し、当該自動車の改造に係る費用の一部を助成することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助を受けることができる者は、市内に住所を有する満18歳以上の者で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けていること。
- (2) 就労・就学等の生業または自らの社会参加活動等に伴い、自らが所有し、かつ、自らが運転する自動車の一部を改造する必要があること。
- (3) 改造を行う月の属する年の前年（1月から7月までに改造を行う場合はその前々年）の身体障害者又はその配偶者もしくは扶養義務者の市区町村民税課税所得額が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号）の第26条の5で準用される特別障害者手当の所得制限限度額を超えていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、自動車1台につき、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車の操行装置の改造に要する経費
- (2) 自動車の駆動装置の改造に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める自動車の改造に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の改造に要する費用に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 前条に規定する補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

身体障害者自動車改造費交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 改造に要する費用の見積書の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 改造を要する自動車の所有名義を証明する書類
- (4) 障害者の属する世帯に属する者の所得を証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容の審査を行い、その補助の可否を決定し、身体障害者自動車改造費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、自動車の改造を完了した日から1月以内に、身体障害者自動車改造費補助事業完了報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 自動車の改造に要した費用の明細書及び領収書の写し
- (2) 改造を行った自動車の自動車検査証の写し
- (3) 市の定める所定の請求書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(額決定及び額決定通知)

第8条 市長は、前条の報告があったときは、速やかに内容の審査を行い、その補助金額を確定し、身体障害者自動車改造費補助金交付額確定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のさいたま市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱の

規定は、この要綱の施行の日以後に決定を受けた者について適用し、同日前に第6条に定める決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

身体障害者自動車改造費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者

住 所  
氏 名 ㊞  
電話番号 ( )

さいたま市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱に基づく補助金について、次のとおり申請します。

補助対象者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
	個人番号			
配 偶 者	氏 名		住 所	
	個人番号			
扶養義務者	氏 名		住 所	
	個人番号			
	(補助対象者との続柄)			
身体障害者手帳	第 号	年 月 日交付	級 種	
補助を受けようとする理由				
自動車改造に要する費用	円			
補助を受けようとする金額	円			
添 付 書 類	(1) 改造に要する費用の見積書の写し (2) 自動車運転免許証の写し (3) 改造を要する自動車の所有名義を証明する書類 (4) 申請者の属する世帯の所得を証明する書類 (5) その他市長が必要と認める書類			

様式第2号（第6条関係）

身体障害者自動車改造費補助金交付・~~不交付~~決定通知書

大健支第 号  
平成 年 月 日

様

さいたま市長 清水 勇 人 印

平成25年9月9日付けで申請のあった身体障害者自動車改造費補助金については、下記のとおり交付・~~不交付~~決定したので、通知します。

交 付 決 定	補助金交付額	円
	交付条件	
不交付 決 定	(理由)	

様式第3号（第7条関係）

## 身体障害者自動車改造費補助事業完了報告書

年 月 日

（あて先）さいたま市長

住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号 （ ）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定  
通知を受けた身体障害者自動車改造費補助事業が完了したので、関係書類  
を添えて報告します。

1 補助金交付額	円
2 事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 添付書類	(1) 改造に要した費用の明細書及び領収書の写し (2) 改造を行った自動車の自動車検査証の写し (3) 市の定める所定の請求書 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第8条関係）

## 身体障害者自動車改造費補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで完了報告のあった身体障害者自動車改造費補助金については、下記のとおり交付額を決定したので、通知します。

額決定	交付番号	第 号
	補助金交付確定額	円
	補助金交付予定日	
備考		

○さいたま市地域生活支援事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第897号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第2条 市は、地域生活支援事業の実施について（平成18年障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙1 地域生活支援事業実施要綱による地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター機能強化事業
- (6) その他の事業

(事業の連携等)

第3条 市は、他の市町村等と連携し、事業を広域的に実施することができる。

2 市は、事業の全部又は一部を他の団体等に委託して実施することができる。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(更生訓練費支給要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) さいたま市更生訓練費支給要綱（平成13年さいたま市告示第38号）
- (2) さいたま市施設入所者就職支度金支給要綱（平成13年さいたま市告示第39号）



- (3) さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱（平成13年さいたま市告示第40号）
- (4) さいたま市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第49号）
- (5) さいたま市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第50号）
- (6) さいたま市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第70号）